

平成 26 年度食品、添加物等の年末一斉取締り等実施結果について

1 年末一斉取締り

食品流通量が増加する年末及び食中毒患者が最も発生する冬期における食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品の衛生確保を図ることを目的として、県内の食品等営業者に対する一斉監視等を行いました。

(1) 実施機関 平成 26 年 11 月 4 日(火)～12 月 26 日(金)

(2) 重点監視指導事項

- ア 大量調理施設等に対するノロウイルス食中毒対策
- イ 生食用食肉や結着等の加工処理を行った食肉を取り扱う施設
- ウ HACCP に基づく衛生管理の普及及び啓発
- エ アレルギー物質を含む食品に関する表示
- オ カンピロバクター、腸管出血性大腸菌などによる食中毒対策
- カ 大規模なイベント等の開催に伴い提供される食品の衛生管理

【立入検査結果（表 1）】

延べ 5,030 施設に対して立入検査を実施しました。

食品衛生法等の違反施設数は 1 施設あり、無許可営業でした。これに対する措置として、直ちに営業を中止するよう指導しました。

【収去検査結果（表 2）】

食品の検査は、435 検体を対象に規格基準等の検査を行いました。

その結果、違反食品は発見されませんでした。

表 1 立入検査結果

業種		監視指導 延施設数	違反 施設数	備考
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 す る 業 種	飲食店営業	1,412	1	
	菓子製造業	247		
	乳処理業	12		
	乳製品製造業	18		
	集乳業	3		
	魚介類販売業	244		
	魚介類せり売り営業	9		
	魚肉ねり製品製造業	4		
	食品の冷凍または冷蔵業	6		
	かん詰またはびん詰食品製造業	17		
	喫茶店営業	95		
	あん類製造業	13		
	アイスクリーム類製造業	52		
	乳類販売業	320		
	食肉処理業	14		
	食肉販売業	262		
	食肉製品製造業	13		
	乳酸菌飲料製造業	5		
	食用油脂製造業	4		
	マーガリン又はショートニング製造業	1		
みそ製造業	17			
醤油製造業	4			
ソース類製造業	14			
酒類製造業	8			
豆腐製造業	14			
納豆製造業	3			

	めん類製造業	28		
	そうざい製造業	61		
	添加物（規格あり）製造業	8		
	清涼飲料水製造業	13		
	冰雪販売業	3		
	小計	2,924	1	
食品衛生法の許可を要しない業種	給食施設	38		
	食品製造業	184		
	野菜果物販売業	236		
	そうざい販売業	280		
	菓子販売業	306		
	食品販売業	678		
	添加物の販売業	201		
	器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	183		
	小計	2,106	0	
	合計	5,030	1	

表2 収去検査結果

品目	検体数			違反件数	備考
	国産	輸入	合計		
魚介類加工品	18		18		
食肉		5	5		
食肉製品及び食肉加工品	17		17		
卵及びその加工品	3		3		
乳	90		90		
乳製品及び乳類加工品	20		20		
穀物		6	6		
めん類	16		16		
もち	1		1		
菓子類	96		96		
(上記以外の)穀類加工品	1	2	3		
生野菜及び果物	13		13		
野菜果物乾燥品及び加工品	6	4	10		
漬物	26		26		
(上記以外の)野菜・果物の加工品	13		13		
そうざい及びその半製品	44		44		
弁当	3		3		
清涼飲料水	19	1	20		
酒精飲料	13	2	15		
水	1		1		
その他の食品	8	7	15		
合計	408	27	435		